

[VII]

## 高知県測量業務共通仕様書

令和 ~~6~~7 年 7 月 1 日 施行

高知県土木部

## 第1章 総則

### 第101条 適用

1. 測量業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、高知県土木部の発注する測量業務に係る土木設計等業務委託契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 特記仕様書、図面、共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障が生じた若しくは今後相違することが想定される場合、受注者は調査職員に確認して指示を受けなければならない。
4. 発注者支援業務、設計業務等及び地質・土質調査業務等に関する業務については、別に定める各共通仕様書によるものとする。

### 第102条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「発注者」とは、支出負担行為担当者又は契約担当者をいう。
2. 「受注者」とは、測量業務の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
3. 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾または協議等の職務を行う者で、契約書第○8条第○1項に規定する者であり、総括調査員、専任調査員、主任調査員及び調査員を総称していう。
4. 「検査職員」とは、測量業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第31条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。
5. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第9条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
6. 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。
7. 「高度な技術と十分な実務経験を有するもの」とは、測量業務に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。
8. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。

り「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。

### 第112条 打合せ等

1. 測量業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。

2. 測量業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
3. 受注者は、支給材料について、その受払状況を登録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなくてはならない。  
また、受注者は、業務完了時（完了前であっても工程上支給品の精算が行えるものについてはその時点）には支給品精算書を調査職員に提出しなければならない。
4. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。
5. 打合せの想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。
6. 調査職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※1「ウィークリースタンス」※2に努める。

※1ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

※2ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。

### 第113条 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。
2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
  - (1) 業務概要
  - (2) 実施方針
  - (3) 業務工程
  - (4) 業務組織計画
  - (5) 打合せ計画

ことができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報  
情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定する  
など管理体制を定め、第113条で示す業務計画書に記載するものとする。

11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に  
関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に  
使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しな  
ければならない。

**第133条 安全等の確保**

1. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでな  
く、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲  
げる事項を遵守しなければならない。

(1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官  
通知令和2-7年3月）を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行  
い災害の防止を図らなければならない。

(2) 受注者は、測量業務現場に別途測量業務又は工事等が行われる場合は相  
互協調して業務を遂行しなければならない。

(3) 受注者は、測量業務実施中施設等の管理者の許可なくして、流水及び水  
陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、作業をしてはならない。

2. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道  
事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を  
取り、測量業務実施中の安全を確保しなければならない。

3. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう使  
用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。

4. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたっては安全の確保に努めるとと  
もに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。

5. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号  
に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号令  
和元年9月2日）を遵守して災害の防止に努めなければならない。

(2) 屋外で行う測量業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。

なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導  
に従い必要な措置を講じなければならない。

(3) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止

[VIII]

## 地質・土質調査業務共通仕様書

令和 ~~6~~7 年 7 月 1 日 施行

高知県土木部

## 第1章 総則

### 第101条 適用

1. 地質・土質調査業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、高知県土木部の発注する地質・土質調査、試験、解析等に類する業務（以下「地質・土質調査業務」という。）に係る契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 特記仕様書、図面、共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読みとりと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障が生じた若しくは今後相違することが想定される場合、受注者は調査職員に確認して指示を受けなければならない。
4. 発注者支援業務、測量業務及び設計業務等に関する業務については、別に定める各共通仕様書によるものとする。

### 第102条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「発注者」とは、支出負担行為担当者又は契約担当者をいう。
2. 「受注者」とは、地質・土質調査業務の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
3. 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する指示、承諾または協議等の職務を行う者で、契約書第9-8条第1項に規定する者であり、総括調査員、専任調査員、主任調査員及び調査員を総称していう。
4. 「検査職員」とは、地質・土質調査業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって契約書第31条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。
5. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で契約書第9条第1項の規定に基づき受注者が定めた者をいう。
6. 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。
7. 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、地質・土質調査業務に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をい

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

### 第112条 打合せ等

1. 地質・土質調査業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の実施方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。

2. 地質・土質調査業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
3. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。
4. 打合せの想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。
5. 調査職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※1「ウィークリースタンス」※2に努める。

※1ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

※2ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。

### 第113条 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。
2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
  - (1) 業務概要
  - (2) 実施方針
  - (3) 業務工程
  - (4) 業務組織計画
  - (5) 打合せ計画
  - (6) 成果物の内容、部数
  - (7) 使用する主な図書及び基準
  - (8) 連絡体制（緊急時含む）

- (9) 使用機械の種類、名称、性能（一覧表にする）
- (10) 仮設備計画
- (11) その他

## 9. 管理の確認等

- (1) 受注者は、取扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年1回以上発注者に報告するものとする。なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年1回以上の定期的検査等により確認し、発注者に報告するものとする。
- (2) 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

## 10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、第113条で示す業務計画書に記載するものとする。

## 11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

## 第133条 安全等の確保

1. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に際しては、地質・土質調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達令和2-7年3月）を参考にして常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。
  - (2) 受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（建設大臣官房技術参事官通達 昭和62年3月30日）を参考にして、調査に伴う騒音振動の発生をできる限り防止し生活環境の保全に努めなければならない。
  - (3) 受注者は、調査現場に別途調査又は工事等が行われる場合は相互協調して業務を遂行しなければならない。
  - (4) 受注者は、業務実施中施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、調査をしてはならない。
2. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り地質・土質調査業務実施中の安全を確保しなければならない。
3. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に当たり、事故等が発生し

## 第6章 解析等調査業務

### 第601条 目的

1. 解析等調査業務は、調査地周辺に関する既存資料の収集及び現地調査を実施し地質・土質調査で得られた資料を基に、地質断面図を作成するとともに地質・土質に関する総合的な解析とりまとめを行うことを目的とする。
2. 適用範囲は、ダム、トンネル、地すべり、砂防調査等の大規模な業務や技術的に高度な業務を除くものとする。

### 第602条 業務内容

1. 解析等調査業務の内容は、次の各号に定めるところによる。
2. **計画準備**  
業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、調査計画の立案及び業務計画書の作成を行うものとする。
3. 既存資料の収集・現地調査は以下による。
  - (1) 関係文献の収集と検討
  - (2) 調査地周辺の現地調査
- 3-4. **資料整理とりまとめ**
  - (1) 各種計測結果の評価及び考察
  - (2) 異常データのチェック
  - (3) 試料の観察
  - (4) ボーリング柱状図の作成
- 4-5. **断面図等の作成**
  - (1) 地層及び土性の工学的判定
  - (2) 土質又は地質断面図等の作成。なお、断面図は着色するものとする。
- 5-6. **総合解析とりまとめ**
  - (1) 調査地周辺の地形・地質の検討
  - (2) 地質調査結果に基づく土質定数の設定
  - (3) 地盤の工学的性質の検討と支持地盤の設定
  - (4) 地盤の透水性の検討（現場透水試験や粒度試験などが実施されている場合）
  - (5) 調査結果に基づく基礎形式の検討（具体的な計算を行うものでなく、基礎形式の適用に関する一般的な比較検討）
  - (6) 設計・施工上の留意点の検討（特に、切土や盛土を行う場合の留意点の検討）

[IX]

## 土木設計業務等共通仕様書

令和 ~~6~~7 年 7 月 1 日 施行

高知県土木部

# 第1編 共通編

## 第1章 総則

### 第1101条 適用

1. 設計業務等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、高知県土木部の発注する土木工事に係る設計及び計画業務（当該設計及び計画業務と一体として委託契約される場合の土木工事予定地等において行われる調査業務を含む。）に係る土木設計業務等委託契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 特記仕様書、図面、共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障が生じた若しくは今後相違することが想定される場合、受注者は調査職員に確認して指示を受けなければならない。
4. 発注者支援業務、測量業務及び地質・土質調査業務等に関する業務については、別に定める各共通仕様書によるものとする。

### 第1102条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「発注者」とは、支出負担行為担当者又は契約担当者をいう。
2. 「受注者」とは、設計業務等の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
3. 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第9.8条第1項に規定する者であり、総括調査員、専任調査員、主任調査員及び調査員を総称していう。
4. 「検査職員」とは、設計業務等の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第31条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。
5. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第9条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
6. 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、契約

いて、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」を作成し、調査職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。

#### 第1111条 打合せ等

1. 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

2. 設計業務等着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。

3. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。

4. 打合せの想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。

5. 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※<sup>1</sup>「ウィークリースタンス」※<sup>2</sup>に努める。

※<sup>1</sup>ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

※<sup>2</sup>ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。

#### 第1112条 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後、14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、

調査職員に提出しなければならない。

2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

## (参考) 主要技術基準及び参考図書

R67. 73 現在

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
<b>[1] 共 通</b>			
1	国土交通省制定 土木構造物標準設計	全日本建設技術協会	—
2	土木製図基準[2009年改訂版]	土木学会	H21. 2
3	水理公式集 <del>平成11</del> 2018年版	土木学会	<del>H11</del> R元. 1 43
4	JIS ハンドブック	日本規格協会	最新版
5	土木工事安全施工技術指針	国土交通省	R67. 3
6	建設工事公衆災害防止対策要綱の解説(土木工事編)	国土交通省	R元. 9
7	建設機械施工安全技術指針	国土交通省	H17. 3
8	建設機械施工安全技術指針 指針本文とその解説	日本建設機械施工協会	H18. 2
9	移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル	日本建設機械施工協会	H12. 3
10	土木工事共通仕様書	国土交通省	R67. 3
11	地盤調査の方法と解説(2分冊)	地盤工学会	H25. 3
12	地盤材料試験の方法と解説(2分冊)	地盤工学会	<del>H24</del> R2. 14 2
13	地質・土質調査成果電子納品要領	国土交通省	H28. 10
14	公共測量 作業規程の準則	国土交通省	R25. 3
15	公共測量 作業規程の準則 基準点測量記載要領	日本測量協会	<del>H29</del> R5. 43
16	公共測量 作業規程の準則(平成28年3月31日改正版) 解説と運用 基準点測量、応用測量編	日本測量協会	<del>H28</del> R6. 34
17	公共測量 作業規程の準則(平成28年3月31日改正版) 解説と運用 地形測量及び写真測量編	日本測量協会	<del>H28</del> R6. 36
18	測量成果電子納品要領	国土交通省	R6. 3
19	測地成果 2000 導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル	国土地理院	H19. 11
20	基本水準点の 2000 年度平均成果改定に伴う公共水準点成果改訂マニュアル(案)	国土地理院	H13. 5
21	公共測量成果改定マニュアル	国土地理院	<del>H28</del> R6. 52
22	電子納品運用ガイドライン【業務編】	国土交通省	R6. 3
23	電子納品運用ガイドライン【測量編】	国土交通省	R6. 3
24	電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】	国土交通省	H30. 3
25	201722年制定 コンクリート標準示方書【設計編】	土木学会	<del>H30</del> R5. 3
26	201423年制定 舗装標準示方書	土木学会	<del>H27</del> R5. 10

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
27	2013 <del>23</del> 年制定 コンクリート標準示方書【ダムコンクリート編】	土木学会	H2R5. 10 <del>9</del>
28	2018 <del>23</del> 年制定 コンクリート標準示方書【土木学会規準および関連規準】 + 【JIS 規格集】	土木学会	H30R5. 10
29	2018 <del>22</del> 年制定 コンクリート標準示方書【維持管理編】	土木学会	H30R5. 10 <del>3</del>
30	2017 <del>23</del> 年制定 コンクリート標準示方書【施工編】	土木学会	H30R5. 3 <del>9</del>
31	2012 <del>22</del> 年制定 コンクリート標準示方書【基本原則編】	土木学会	H25R6. 3 <del>9</del>
32	土木設計業務等の電子納品要領	国土交通省	R2. 3
33	CAD製図基準	国土交通省	H29. 3
34	CAD製図基準に関する運用ガイドライン	国土交通省	H29. 3
35	デジタル写真管理情報基準	国土交通省	R2 <del>5</del> . 3
36	ボーリング柱状図作成及び ボーリングコア取扱い・保管要領（案）・同解説	一般社団法人全国地質調査業協会 社会基盤情報標準化委員会	H27. 6
37	コンクリートライブラリー66号 プレストレストコンクリート工法設計施工指針	土木学会	H3. 4
38	2016年制定 トンネル標準示方書〔共通編〕・同解説/ 〔山岳工法編〕・同解説	土木学会	H28. 8
39	2016年制定 トンネル標準示方書〔共通編〕・同解説/ 〔シールド工法編〕・同解説	土木学会	H28. 8
40	2016年制定 トンネル標準示方書〔共通編〕・同解説/ 〔開削工法編〕・同解説	土木学会	H28. 8
41	地中送電用深部立坑、洞道の調査・設計・施工・計測指針	日本トンネル技術協会	S57. 3
42	地中構造物の建設に伴う近接施工指針(改訂版)	日本トンネル技術協会	H11. 2
43	日本下水道協会規格（J S W A S） シールド工用標準セグメント（A-3, 4）	日本下水道協会	H13. 7
44	除雪・防雪ハンドブック（除雪編）、（防雪編）	日本建設機械施工協会	H16. 12
45	軟岩評価－調査・設計・施工への適用	土木学会	H4. 11
46	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	地盤工学会	H24. 5
47	グラウンドアンカー施工のための手引書	日本アンカー協会	H15. 5
48	ジェットグラウト工法技術資料	日本ジェットグラウト協会	H23R6. 0 <del>1</del> 0
49	ジェットグラウト工法(積算資料)	日本ジェットグラウト協会	H23R6. 0 <del>1</del> 0
50	大深度土留め設計・施工指針(案)	先端建設技術センター	H6. 10
51	土木研究所資料 大規模地下構造物の耐震設計法、ガイド	建設省土木研究所	H4. 3

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
	ライン		

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
52	薬液注入工法の設計施工指針	日本グラウト協会	平成元. 6
53	薬液注入工法設計資料	日本グラウト協会	毎年発行 H30
54	薬液注入工法積算資料	日本グラウト協会	毎年発行 R6. 6
55	近接基礎設計施工要領 (案)	建設省土木研究所	S58. 6
56	煙・熱感知連動機構・装置等の設置及び維持に関する運用指針	日本火災報知器工業会	H19. 7
57	高圧受電設備規程	日本電気協会	H26. 5R2
58	防災設備に関する指針-電源と配線及び非常用の照明装置- 2004年版	日本電設工業協会	H16. 9
59	昇降機設計・施工上の指導指針	日本建築設備・ 昇降機センター	H7. 8
60	日本建設機械要覧 2016 <del>22</del> 年版	日本建設機械施工協会	H28R4. 3
61	建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック(第3版)	日本建設機械施工協会	H13. 2
62	建設発生土利用技術マニュアル 第4班	土木研究センター	H25. 11
63	[新訂]建設副産物適正処理推進要綱の解説	建設副産物リサイクル 広報推進会議	H14. 11
64	災害復旧工事の設計要領	全国防災協会	毎年発行 R6. 8
65	製品仕様による数値地形図データ作成ガイドライン改訂版(案)	国土地理院	H20. 3
66	基盤地図情報原型データベース地理空間データ製品仕様書(案)【数値地形図編】 第2.3版	国土地理院	H26. 4
67	地すべり観測便覧	斜面防災対策技術協会	H24. 5
68	地すべり対策技術設計実施要領 H19年度版	斜面防災対策技術協会	H19. 11
69	「猛禽類保護の進め方(改訂版)ー特にイヌワシ、クマタカ、オオタカ」	環境省	H24. 12
70	環境大気常時監視マニュアル 第6版	環境省 水・大気環境局	H22. 3
71	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅠ. 基本評価編	環境庁	H11 <del>27. 61</del> 0
72	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅡ. 地域評価編	環境庁	H12. 4

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
	(道路に面する地域)		
73	面的評価支援システム操作マニュアル（本編） Ver. 4.1	環境省 水・大気環境局	<del>H30</del> R6. 3
74	改訂解説・工作物設置許可基準	国土技術研究センター	H10. 11

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
75	地理空間データ製品仕様書作成マニュアル	国土地理院	R <del>元</del> 2. 11
76	製品仕様書等サンプル 基準点測量	国土地理院	R <del>元</del> 6. 11
77	製品仕様書等サンプル 水準測量	国土地理院	R <del>元</del> 6. <del>11</del> 9
78	製品仕様書等サンプル 数値地形図	国土地理院	R <del>元</del> 6. <del>11</del> 9
79	製品仕様書等サンプル 撮影（標定点の設置、撮影、同時調整）	国土地理院	R <del>元</del> 6. <del>11</del> 9
80	製品仕様書等サンプル 写真地図作成	国土地理院	R <del>元</del> <del>11</del> 6. 9
81	製品仕様書等サンプル 航空レーザ測量	国土地理院	R <del>元</del> 6. <del>11</del> 9
82	製品仕様書等サンプル 応用測量	国土地理院	R <del>元</del> 6. <del>11</del> 9
83	製品仕様書等サンプル 三次元点群データ作成	国土地理院	H296. <del>10</del> 9
84	土木工事数量算出要領（案）	国土交通省	R2-46
85	土木工事数量算出要領 数量集計表様式（案）	国土交通省	R2. 4
86	移動計測車両による測量システムを用いる数値地形図データ作成マニュアル（案）	国土地理院	H24. 5
87	GNSS 測量による標高の測量マニュアル	国土地理院	H29. 2
88	電子基準点のみを既知点とした基準点測量マニュアル	国土地理院	H27. 7
89	マルチ GNSS 測量マニュアル（案） 近代化 GPS、Galileo 等の活用	国土地理院	R2. 6
90	公共測量におけるセミ・ダイナミック補正マニュアル	国土地理院	H25. 6
91	公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン	国土交通省	H20. 4
92	国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）	国土交通省	H21. 4
93	斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン	厚生労働省	H27. 6
94	土木工事に関するプレキャストコンクリート製品の設計条件明示要領（案）	国土交通省	H28. 3
95	機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン	機械式鉄筋定着工法技術検討委員会	H28. 7
96	現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン	機械式鉄筋継手工法技術検討委員会	H29. 3

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
97	流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関する ガイドライン	流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会	H29. 3
98	建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（2023年版）	建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル改訂委員会	R5. 3

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
99	建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル（改定版）	土木研究所（編集） 地盤汚染対応技術検討委員会	H24. 4
100	建設工事で遭遇する ダイオキシン類汚染土壌対策マニュアル[暫定版]	土木研究所（編集）	H17. 12
101	建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル	土木研究所（監修） 土木研究センター（編集）	H21. 10
102	コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン	橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会	H30. 6
103	コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン	橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会	H30. 6
104	プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン	道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会	H31. 1
105	UAV を用いた公共測量マニュアル（案）	国土地理院	H29. 3
106	地上レーザスキャナを用いた公共測量マニュアル（案）	国土地理院	H30. 3
107	UAV 搭載型レーザスキャナを用いた公共測量マニュアル（案）	国土地理院	H30. 3
108	三次元点群データを使用した断面図作成マニュアル（案）	国土地理院	H31. 3
109	航空レーザ測深機を用いた公共測量マニュアル（案）	国土地理院	H31. <a href="#">34</a>
110	車載写真レーザ測量システムを用いた三次元点群測量マニュアル（案）	国土地理院	R 元. 12

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
<b>[2]河川・海岸・砂防・ダム関係</b>			
1	張出しタイプ流木捕捉工設計の手引き	砂防地すべり技術センター	R2. 3
2	建設省所管ダム事業環境影響評価技術指針	建設省	S60. 9
3	ダム事業における環境影響評価の考え方	ダム水源地環境整備センター	H12. 12
4	放水路事業における環境影響評価の考え方	リバーフロント整備センター	H13. 6
5	改訂河川計画業務ガイドライン	日本河川協会	H2. 4
6	国土交通省河川砂防技術基準 調査編	国土交通省	<del>H30</del> R6. 3
7	国土交通省河川砂防技術基準 計画編	国土交通省	<del>H16</del> R6. 3
8	建設省河川砂防技術基準(案) 設計編	<del>建設</del> 国土交通省	<del>H9</del> R5. <del>5</del> 10
9	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(河川編)	国土交通省	<del>H27</del> R3. <del>3</del> 1 0
10	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(ダム編)	国土交通省	H28. 3
11	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(砂防編)	国土交通省	<del>H28</del> R6. <del>3</del> 6
12	改訂 解説・河川管理施設等構造令	日本河川協会	H12. 1
13	増補改訂(一部修正)版 防災調節池等技術基準(案) 解説と設計実例	日本河川協会	H19. 9
14	流域貯留施設等技術指針(案) 増補改訂版ー	雨水貯留浸透技術協会	H19. 4
15	港湾の施設の技術上の基準・同解説	日本港湾協会	H30. 5
16	数字でみる港湾 2020 <del>4</del>	日本港湾協会	<del>R26</del> . <del>7</del> 8
17	水門鉄管技術基準 ・第5回改訂版(水門扉編)-付解説- ・ <del>第5回改訂版</del> 水門鉄管技術基準(水圧鉄管・鉄鋼構造物編、溶接・接合編)-付解説- ・ <u>水門鉄管技術基準(FRP(M)水圧管編)</u>	<u>(一社)</u> 電力土木技術協会	H19. 9 H19. 6 <del>H22</del> R6. <del>4</del> 9 <u>R2. 7</u>
18	柔構造樋門設計の手引き	国土 <del>開発</del> 技術研究センター	H10. <del>12</del> 1
19	河川土工マニュアル	国土技術研究センター	H21. 4
20	ダム・堰施設技術基準(案)	国土交通省	H28. 3
21	ダム・堰施設技術基準(案) <del>(基準解説編・マニュアル編)</del>	ダム・堰施設技術協会	<del>H28</del> R2. <del>4</del> 9 7
22	水門・樋門ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H13. 12
23	鋼製起状ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	<del>H11</del> R2. 10
24	ゲート用開閉装置(機械式)設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H12. 8
25	ゲート用開閉装置(油圧式)設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H12. 6
26	揚排水ポンプ設備技術基準	国土交通省	H26. 3

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
27	揚排水ポンプ設備技術基準(案) 同解説	河川ポンプ施設技術協会	<a href="#">H27. 21</a>

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
28	海岸保全施設の技術上の基準・同解説	全国海岸協会	H30. 8
29	海岸便覧	全国海岸協会	H14. 3
30	(第2次改訂)ダム設計基準	日本大ダム会議	S53. 8
31	仮締切堤設置基準(案)	国土交通省河川局治水課	H26. 12
32	鋼矢板二重式仮締切設計マニュアル	国土技術研究センター	H13. 5
33	堤防余盛基準について	建設省河川局治水課	S44. 1
34	ダム基礎地質調査基準	日本大ダム会議	S51. 3
35	ダム構造物管理基準 改訂	日本大ダム会議	S61. 11
36	水管橋設計基準	日本水道鋼管協会	H11. 6
37	河川事業関係例規集	日本河川協会	毎年発行
38	平成28年度版 河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】	国土交通省水管理・国土 保全局河川環境課	H28. 1
39	平成28年度版 河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【ダム湖版】	国土交通省水管理・国土 保全局河川環境課	H28. 1
40	河川関係法令例規集(加除式)	第1法規	—
41	護岸の力学設計法—改訂	国土技術研究センター	<a href="#">H19R5. 1+</a> <a href="#">0</a>
42	海岸保全施設構造例集	全国海岸協会	S57. 3
43	漁港・漁場の施設の設計参考図書 201523年版	全国漁港漁場協会	<a href="#">H28R5. 34</a>
44	ジャケット式鋼製護岸設計指針(案)	日本港湾協会	S52. 3
45	砂防関係法令例規集	全国治水砂防協会	H28. 11
46	砂防指定地実務ハンドブック	全国治水砂防協会	H13. 2
47	河川における樹木管理の手引き	リバーフロント整備セン ター	H11. 9
48	都市河川計画の手引き(洪水防御計画編)	国土開発技術研究センタ ー	H5. 6
49	河川構造物設計業務ガイドライン(護岸設計業務)	国土開発技術研究センタ ー	H5. 10
50	河川構造物設計業務ガイドライン(樋門・樋管設計業務)	国土開発技術研究センタ ー	H8. 11

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
53	床止めの構造設計手引き	国土開発技術研究センター	H10. 12
54	海岸保全計画の手引き	全国海岸協会	H6. 3
55	緩傾斜堤の設計の手引き 改訂版	全国海岸協会	H18. 1
56	人工リーフの設計の手引き（改訂版）の一部改訂	全国海岸協会	H29. 6
57	治水経済調査マニュアル（案）	国土交通省河川局	<del>H17</del> R6. 4
58	面的な海岸防護方式の計画・設計マニュアル	日本港湾協会	H3. 3
59	ビーチ計画・設計マニュアル(改訂版)	日本マリーナビーチ協会	H17. 10
60	港湾環境整備施設技術マニュアル	沿岸開発技術研究センター	H3. 3
61	農地防災事業便覧 平成 10 年度版	農地防災事業研究会	H11. 1
62	漁港計画の手引 平成 4 年度改訂版	全国漁港協会	H4. 11
63	漁港海岸事業設計の手引	全国漁港漁場協会	<del>H25</del> R3. <del>44</del> 3
64	水と緑の溪流づくり調査	建設省河川局砂防部	H3. 8
65	溪流環境整備計画策定マニュアル(案)	建設省河川局砂防部	H6. 9
66	砂防における自然環境調査マニュアル(案)	建設省河川局砂防部	H3. 1
67	ダム貯水池水質調査要領	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	H27. 3
68	グラウチング技術指針・同解説	国土技術研究センター	H15. 7
69	新編・鋼製砂防構造設計便覧（令和 3 年度）	砂防・地すべり技術センター	R3. 9
70	土石流危険溪流および土石流危険区域調査要領(案)	建設省河川局砂防部	H11. 4
71	新版 地すべり鋼管杭設計要領	斜面防災対策技術協会	<del>H20</del> 15. <del>56</del>
72	新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 - 急傾斜地崩壊防止工事技術指針 -	全国治水砂防協会	R 元. 5
73	ダム事業の手引き(平成元年度版)	ダム技術センター	H 元. 4
74	フィルダムの耐震設計指針(案)	国土開発技術研究センター	H3. 6
75	多目的ダムの建設	ダム技術センター	H17. 6
76	改訂 3 版 コンクリートダムの細部技術	ダム技術センター	H22. 7
77	ルジオンテスト技術指針・同解説	国土技術研究センター	H18. 7
78	発電用水力設備の技術基準と官庁手続き（平成 23 年改訂版）	電力土木技術協会	H23. 3
79	ダムの地質調査	土木学会	S62. 6

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
80	ダムの岩盤掘削	土木学会	H4. 4
81	原位置岩盤試験法の指針-平板載荷試験法-せん断試験法-孔内載荷試験法-	土木学会	H12. 12
82	軟岩の調査・試験の指針(案)～1991年版～	土木学会	H3. 11
83	河川定期縦横断データ作成ガイドライン	国土交通省河川局	H20. 5
84	河川景観の形成と保全の考え方	国土交通省河川局	H18. 10
85	河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料	国土交通省河川局河川環境課	H18. 8
86	砂防関係事業における景観形成ガイドライン	国土交通省砂防部	H19. 2
87	海岸景観形成ガイドライン	国土交通省河川局・港湾局、農林水産省農村振興局、水産庁	H18. 1
88	美しい山河を守る災害復旧基本方針	国土交通省	H30. 6
89	河川水辺総括資料作成調査の手引き(案)	リバーフロント整備センター	H13. 8
90	河川水辺の国勢調査マニュアル(案)(河川空間利用実態調査編)	国土交通省	H30. 12
91	ダム湖利用実態調査 調査マニュアル(案)	建設省河川局	H31. 3
92	試験湛水実施要領(案)	国土交通省	H11. 10
93	台形CSGダム設計・施工・品質管理技術資料	ダム技術センター	H26. 6
94	改訂版 巡航RCD工法施工技術資料	ダム技術センター	H24. 2
95	貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針(案)	国土交通省	H31. 3
96	活断層地形要素判読マニュアル	(独)土木研究所材料地盤研究グループ(地質)他	H18. 3
97	正常流量検討の手引き(案)	国土交通省	H19. 9
98	洪水予測システムチェックリスト(案)	国土技術政策総合研究所	H22. 5
99	洪水浸水想定区域図作成マニュアル(第4版)	国土交通省	H27. 7
100	浸水想定区域図データ電子化ガイドライン(第35版)	国土交通省	R 元6. 93
101	水害ハザードマップ作成の手引き	国土交通省	H28. 5. 45
102	砂防基本計画策定指針(土石流・流木対策編)解説	国土技術政策総合研究所	H28. 4
103	土石流・流木対策設計技術指針解説	国土技術政策総合研究所	H28. 4
104	多自然川づくりポイントブックⅢ 中小河川に関する河道計画の技術基準;解説	リバーフロント整備センター	H23. 10
105	リアルタイム浸水予測シミュレーションの手引き(案)	国土交通省	H17. 6
106	中小河川浸水想定区域図作成の手引き	国土交通省	H28. 3

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
107	河道計画検討の手引き	国土技術研究センター	H14. 2
108	海岸施設設計便覧 2000 年版	土木学会	H12. 11
109	自然共生型海岸づくりの進め方	全国海岸協会	H15. 3
110	海岸事業の費用便益分析指針【改訂版】	農林水産省農村振興局・ 農林水産省水産庁・国土 交通省河川局・国土交通 省港湾局	R2. 4
111	津波浸水想定の設定の手引き Ver. 2. 101	国土交通省水管理・国土 保全局海岸室、国土交通 省国土技術政策総合研究 所河川研究部海岸研究室	H31R5. 4
112	津波の河川遡上解析の手引き（案）	国土技術研究センター	H19. 5
113	津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイ ドライン（Ver3. 1）	農林水産省農村振興局・ 農林水産省水産庁・国土 交通省河川局・国土交通 省港湾局	H28. 4
114	海岸における水防警報の手引き（案）	国土交通省 河川局防災 課・海岸室	H22. 3
115	海岸漂着危険物対応ガイドライン	農林水産省農村振興局・ 農林水産省水産庁・国土 交通省河川局・国土交通 省港湾	H21. 6
116	海岸保全施設維持管理マニュアル	農林水産省農村振興局防 災課、農林水産省水産庁 防災漁村課、国土交通省 水管理・国土保全局海岸 室、国土交通省港湾局海 岸・防災課	R2. 6
117	砂防事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土 保全局砂防部	R3. 1
118	土石流対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土 保全局砂防部	R3. 1
119	地すべり対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土 保全局砂防部	R3. 1
120	急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	建設省砂防部	R3. 1
121	砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン(案)	国土交通省水管理・国土 保全局砂防部	R4. 3
122	都道府県と気象庁が共同して土砂災害警戒情報を作成 ・発表するための手引き	国土交通省水管理・国土 保全局砂防部、気象庁予 報部	R3. 6

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
142	河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き	国土交通省水管理・国土保全局	H23. 11
143	砂防関係施設点検要領(案)	国土交通省砂防部保全課	<del>H31</del> R4. 3
144	海岸施設設計便覧 (2000年版)	土木学会	H12. 11
145	海岸保全施設耐震点検マニュアル	農林水産省・水産庁・運輸省・建設省国土交通省	H7R5. 43
146	河川堤防設計指針	国土交通省河川局	H19. 3
147	河川堤防構造検討の手引き	(財)国土技術研究センター	H24. 2
148	ドレーン工設計マニュアル	国土交通省水管理・国土保全局	H25. 6
149	ゴム袋体をゲート又は起伏装置に用いる堰のゴム袋体に関する基準 (案)	国土交通省	H27. 3
150	水文観測業務規程	国土交通省	H29. 3
151	水文観測業務規程細則	国土交通省 水管理・国土保全局	H29. 3
152	水文観測データ統計処理要領	国土交通省 水管理・国土保全局	H26. 3
153	水文観測データ品質照査要領	国土交通省 水管理・国土保全局	H26. 3
154	水文観測	全日本建設技術協会	H14
155	絵でみる水文観測	中部建設協会	H13. 9
156	流量観測の高度化マニュアル (高水流量観測編)	土木研究所	H28. 6
157	河川結氷時の流量推定手法マニュアル(案)	寒地土木研究所	H24. 3
158	河川構造物の耐震性能照査指針・解説 (Ⅰ. 共通編、Ⅲ. 自立式構造の特殊堤編、Ⅴ. 揚排水機場編) (Ⅱ. 堤防編) (Ⅳ. 水門・樋門及び堰編)	国土交通省水管理・国土保全局治水課	H24. 2 H28. 3 R2. 6
159	高規格堤防盛土設計・施工マニュアル	(財)リバーフロント整備センター	H12. 3
160	多自然川づくり基本指針	国土交通省河川局	<del>H18</del> R6. 106
161	中小河川に関する河道計画の技術基準	国土交通省河川局 河川環境課・治水課・防災課	H22. 8
162	大河川における多自然川づくり -Q&A形式で理解を深める-	国土交通省 水管理・国土保全局河川環境課	H31. 3
163	実践的な河川環境の評価・改善の手引き (案)	(財)リバーフロント研究所	H31. 3

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
164	ダム貯水池水質改善の手引き	国土交通省水管理・国土 保全局河川環境課	H30. 3
165	高潮浸水想定区域図作成の手引き (Ver. 2.10)	農林水産省農村振興局整 備部防災課、農林水産省 水産庁漁港漁場整備部防 災漁村課、国土交通省水 管理・国土保全局河川環 境課、国土交通省水管理 ・国土保全局海岸室、国 土交通省港湾局海岸・防 災課	R3. 7. 4
166	小規模河川の氾濫推定図作成の手引き	国土交通省	R2. 6
167	ダム事業における環境影響評価配慮書作成の手引き (案)	国土交通省水管理・国土 保全局河川環境課	R2. 6
168	豪雨時の土砂生産をとまなう土砂動態解析に関する留 意点	国土交通省国土技術政策 総合研究所	H27. 11
169	河床変動計算を用いた土砂・洪水氾濫対策に関する砂 防施設配置検討の手引き (案)	国土交通省国土技術政策 総合研究所	H30. 11
170	大規模土砂生産後に生じる活発な土砂流出に関する対 策の基本的考え方 (案)	国土交通省国土技術政策 総合研究所	R2. 6
171	高潮特別警戒水位の設定の手引き	国土交通省水管理・国土 保全局河川環境課水防企 画室、国土交通省水管理 ・国土保全局海岸室、国 土交通省国土技術政策総 合研究所河川研究部 海 岸研究室	R3. 4. 5

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
<b>[3]道路関係</b>			
1	建設省所管道路事業影響評価技術指針	建設省	S60. 9
2	道路環境影響評価要覧 〈1992年版〉	道路環境研究所	H4. 9
3	道路構造令の解説と運用	日本道路協会	<a href="#">H27R3. 63</a>
4	第7次改訂 道路技術基準通達集 - 基準の変遷と通達 -	ぎょうせい	H14. 3
5	林道規程-運用と解説-	日本林道協会	<a href="#">H2R3. 812</a>
6	交通渋滞実態調査マニュアル	建設省土木研究所	H2. 2
7	自転車道等の設計基準解説	日本道路協会	S49. 10
8	自転車道必携	自転車道路協会	S60. 3
9	自転車利用環境整備のためのキーポイント	日本道路協会	H25. 6
10	交通工学ハンドブック 2014	交通工学研究会	H25. 12
11	クロソイドポケットブック(改訂版)	日本道路協会	S49. 8
12	道路の交通容量	日本道路協会	S59. 9
13	道路の交通容量 1985	交通工学研究会	S62. 2
14	HIGHWAY CAPACITY MANUAL 7th Edition	Transportation Research Board	2022
15	平面交差の計画と設計 基礎編 -計画・設計・交通信号制御の手引き-	交通工学研究会	H30. 11
16	平面交差の計画と設計-応用編-2007	交通工学研究会	H19. 10
17	路面標示設置マニュアル	交通工学研究会	H24. 1
18	交通工学実務双書第4巻 市街地道路の計画と設計	交通工学研究会	S63. 12
19	<a href="#">改訂</a> 生活道路のゾーン対策マニュアル	交通工学研究会	H29. 6
20	道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)及び道路環境影響評価の技術手法 4.騒音 4.1自動車の走行に係る騒音(令和2年度版)	国土技術政策総合研究所、土木研究所	H25. 3
21	道路土工要綱	日本道路協会	H21. 6
22	道路土工-切土工・斜面安定工指針(平成21年度版)	日本道路協会	H21. 6
23	道路土工-盛土工指針(平成22年度版)	日本道路協会	H22. 4
24	道路土工-軟弱地盤対策工指針(平成24年度版)	日本道路協会	H24. 8
25	道路土工-仮設構造物工指針	日本道路協会	H11. 3
26	道路土工-擁壁工指針(平成24年度版)	日本道路協会	H24. 7
27	道路土工-カルバート工指針(平成21年度版)	日本道路協会	H22. 3
28	多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル 第 <a href="#">3</a> <del>4</del> 版	土木研究センター	H26. 8
29	補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル 第 <a href="#">3</a> <del>4</del> 回改訂版	土木研究センター	H26. 8
30	ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル <a href="#">第二回</a> 改訂版	土木研究センター	H25. 12

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
31	アダムウォール（補強土壁）工法設計・施工マニュアル	土木研究センター	H26. <a href="#">9</a> <sup>12</sup>
32	プレキャストボックスカルバート設計・施工マニュアル（鉄筋コンクリート製・プレストレストコンクリート製）	全国ボックスカルバート協会	H30. 4
33	下水道用強化プラスチック複合管道路埋設指針（平成11年改訂）	強化プラスチック複合管協会	H11. 3
34	下水道用硬質塩化ビニル管道路埋設指針	塩化ビニル管継手協会	H11. 3
35	プレキャストボックスカルバート設計施工要領・同解説	日本PCボックスカルバート製品協会	H24. 3
36	のり枠工の設計・施工指針	全国特定法面保護協会	H25. 10
37	道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）	日本道路協会	H29. 11
38	道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）	日本道路協会	H29. 11
39	道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）	日本道路協会	H29. 11
40	道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）	日本道路協会	H29. 11
41	道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）	日本道路協会	H29. 11
42	鋼道路橋疲労設計便覧	日本道路協会	R2. 9
43	鋼道路橋設計便覧 <a href="#">（令和2年度改訂版）</a>	日本道路協会	R2. 9
44	鋼道路橋施工便覧 <a href="#">（令和2年度改訂版）</a>	日本道路協会	R2. 9
45	道路橋耐風設計便覧 <a href="#">（H19改訂版）</a>	日本道路協会	H20. 1
46	杭基礎設計便覧 <a href="#">（令和2年度改訂版）</a>	日本道路協会	R2. 9
47	杭基礎施工便覧 <a href="#">（令和2年度改訂版）</a>	日本道路協会	R2. 9
48	鋼管矢板基礎設計施工便覧 <a href="#">（令和4年度改訂版）</a>	日本道路協会	R5. 2
49	斜面上の深礎基礎設計施工便覧 <a href="#">（令和3年度版）</a>	日本道路協会	<a href="#">H24R3. 4</a> <sub>10</sub>
50	立体横断施設技術基準・同解説	日本道路協会	S54. 1
51	コンクリート道路橋設計便覧 <a href="#">（令和2年度改訂版）</a>	日本道路協会	R2. 9
52	コンクリート道路橋施工便覧 <a href="#">（令和2年度改訂版）</a>	日本道路協会	<a href="#">H19R2. 4</a> <sup>9</sup>
53	道路橋伸縮装置便覧	日本道路協会	S45. 4

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
54	道路橋支承便覧	日本道路協会	H30. 12
55	鋼道路橋防食便覧 <u>訂正版</u>	日本道路協会	H26. 3
56	道路橋補修便覧	日本道路協会	S54. 2
57	小規模吊橋指針・同解説	日本道路協会	S59. 4
58	道路橋床版防水便覧	日本道路協会	H19. 3
59	鋼構造架設設計施工指針[20 <u>24</u> 年版]	土木学会	<u>H24R7. 61</u>
60	美しい橋のデザインマニュアル第1集	土木学会	H5. 3
61	美しい橋のデザインマニュアル第2集	土木学会	H5. 7
62	橋の美Ⅰ－道路橋景観便覧 橋の美Ⅱ－道路橋景観便覧 橋の美Ⅲ－橋梁デザインノート	日本道路協会	S52. 7 S56. 6 H4. 5
63	道路トンネル技術基準(換気編)・同解説 平成20年改訂版	日本道路協会	H20. 10
64	道路トンネル技術基準(構造編)・同解説	日本道路協会	H15. 11
65	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説 ( <u>令和元年9月改訂版</u> )	日本道路協会	R 元. 9
66	道路トンネル維持管理便覧【本体工編】(令和2年版)	日本道路協会	R2. 8
67	道路トンネル維持管理便覧【付属施設編】( <u>改訂版</u> )	日本道路協会	H28. 11
68	道路トンネル観察・計測指針 平成21年改訂版	日本道路協会	H21. 2
69	道路トンネル安全施工技術指針	日本道路協会	H8. 10
70	シールドトンネル設計・施工指針	日本道路協会	H21. 2
71	舗装の構造に関する技術基準・同解説	日本道路協会	H13. 9
72	舗装設計施工指針 平成18年版	日本道路協会	H18. 2
73	アスファルト舗装工事共通仕様書解説(改訂版)	日本道路協会	H4. 12
74	舗装設計便覧 平成18年版	日本道路協会	H18. 2
75	舗装施工便覧 平成18年版	日本道路協会	H18. 2
76	アスファルト混合所便覧(平成8年版)	日本道路協会	H8. 10
77	舗装再生便覧 <u>平成22-令和6</u> 年版	日本道路協会	<u>H22. 11R</u> <u>6. 3</u>
78	砂利道の瀝青路面処理指針	日本アスファルト協会	S59. 9
79	フルデプス・アスファルト舗装設計施工指針(案)	日本アスファルト協会	S61. 9
80	製鋼スラグを用いたアスファルト舗装設計施工指針	鐵鋼スラグ協会	S57. 7
81	鉄鋼スラグ路盤設計施工指針	編集：鉄鋼スラグ路盤設計施工指針作成委員会 発行：土木研究センター	H27. 3
82	インターロッキングブロック舗装設計施工要領 <u>平成29</u> 年版	インターロッキングブロック舗装技術協会	H29. 3

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
83	設計要領第一集 舗装保全編・舗装建設編	NEXCO	<a href="#">H29R6.7</a>
84	構内舗装・排水設計基準及び同資料 平成27年版	国土交通省	H27.3
85	併用軌道構造設計指針	日本道路協会	S37.5
86	舗装性能評価法ー必須および主要な性能指標の評価法編ー	日本道路協会	H25.4
87	舗装性能評価法 別冊ー必要に応じ定める性能指標の評価法編ー	日本道路協会	H20.3
88	道路維持修繕要綱(改訂版)	日本道路協会	S53.7
89	舗装調査・試験法便覧(平成31年度版)(全4分冊)	日本道路協会	H31.3
90	道路震災対策便覧(震前対策編)平成18年度改訂版	日本道路協会	H18.9
91	道路震災対策便覧(震災復旧編) <a href="#">平成18令和4年度改訂版</a>	日本道路協会	<a href="#">H19R5.3</a>
92	道路震災対策便覧(震災危機管理編)	日本道路協会	R元.7
93	落石対策便覧 <a href="#">(平成29年12月改訂版)</a>	日本道路協会	H29.12
94	道路緑化技術基準・同解説 <a href="#">改訂版</a>	日本道路協会	H28.3
95	道路土工構造物技術基準・同解説	日本道路協会	H29.3
96	道路防雪便覧	日本道路協会	H2.5
97	共同溝設計指針	日本道路協会	S61.3
98	プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案)	道路保全技術センター	H6.3
99	共同溝耐震設計要領(案)	建設省土木研究所	S59.10
100	キャブシステム技術マニュアル(案)解説	開発問題研究所	H5.8
101	防護柵の設置基準・同解説(改訂版)/ボラード設置便覧	日本道路協会	R3.3
102	車両用防護柵標準仕様・同解説	日本道路協会	H16.3
103	道路標識設置基準・同解説 <a href="#">改訂版</a>	日本道路協会	R2.6
104	道路標識構造便覧	日本道路協会	R2.6
105	視線誘導標設置基準・同解説	日本道路協会	S59.10
106	道路照明施設設置基準・同解説 <a href="#">(H19改訂版)</a>	日本道路協会	H19.10
107	道路・トンネル照明器材仕様書 <a href="#">平成30年版</a>	建設電気技術協会	H31.3
108	LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)	国土交通省	H27.3
109	道路反射鏡設置指針	日本道路協会	S55.12
110	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	日本道路協会	S60.9
111	道路標識ハンドブック(2021年度版) 道路標識ハンドブックⅡ(202 <del>1</del> 4年度版) 道路標識ハンドブックⅢ(202 <del>0</del> 4年度版)	全国道路標識・標示業協会編	<a href="#">H25R4.21</a> <a href="#">R6.9</a> <a href="#">R6.9</a>
112	路面標示ハンドブック第5版	全国道路標識・標示業協会編	<a href="#">H2530.10</a>
113	駐車場設計・施工指針 <a href="#">改訂版</a> ・同解説	日本道路協会	H4.11
114	料金徴収施設設置基準(案)・同解説	日本道路協会	H11.9

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
115	(補訂版) 道路のデザイン 道路デザイン指針(案)とその解説	日本みち研究所	H29. 11
116	景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	日本みち研究所	H29. 11
117	路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針・同解説	日本道路協会	H19. 1
118	道路防災総点検要領 [豪雨・豪雪等]	道路保全技術センター	H8. 8
119	道路防災総点検要領 [地震]	道路保全技術センター	H8. 8
120	防災カルテ作成・運用要領	道路保全技術センター	H8. 12
121	道路防災点検の手引 [豪雨・豪雪等]	道路保全技術センター	H19. 9
122	橋梁の維持管理の体系と橋梁管理カルテ作成要領(案)	国土交通省道路局国道・防災課	H16. 3
123	橋梁定期点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	<del>H31</del> R6. 37
124	鋼製橋脚隅角部の疲労損傷臨時点検要領	国道課長	H14. 5
125	道路橋のアルカリ骨材反応に対する維持管理要領(案)	高速国道課長、国道課長、有料道路課長	H15. 3
126	PCT 桁橋の間詰めコンクリート点検要領(案)	国道課長	H15. 1
127	橋梁における第三者被害予防措置要領(案)	国道・防災課長	H28. 12
128	コンクリート橋の塩害に関する特定点検要領(案)	国道・防災課長	<del>H16</del> 27. 3
129	道路土工構造物点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	R5. 3
130	舗装点検要領	国土交通省道路局国道・防災課	H29. 3
131	道路トンネル定期点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	<del>H31</del> R6. 3
132	シェッド・大型カルバート等定期点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	H31. 3
133	歩道橋定期点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	H31. 3
134	附属物(標識、照明施設等)点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	H31. 3
135	舗装点検要領に基づく舗装マネジメント指針	日本道路協会	H30. 9
136	舗装性能評価表 ー必須および主要な性能指標編ー (平成25年版)	日本道路協会	H25. 4
137	舗装性能評価表 ー必要に応じ定める性能指標の評価法編ー	日本道路協会	H20. 3
138	橋梁点検必携 平成29年度版	日本道路協会	H29. 4
139	<u>令和2年粉じん障害防止規則等改正対応版</u> ざい道等建設工事における換気技術指針 <u>(換気技術の設計及び粉じん等の測定)</u>	建設業労働災害防止協会	<del>H24</del> R6. 34

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
142	凸部、狭窄部及び屈曲部の設置に関する技術基準	国土交通省都市局・道路局	H28. 3
143	ラウンドアバウトマニュアル 2021	交通工学研究会	R3. 8
144	安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン	国土交通省道路局 警察庁交通局	<del>H28</del> R6. 76
145	道路橋ケーブル構造便覧	日本道路協会	R3. 11
146	舗装種別選定の手引き	日本道路協会	R3. 12
147	PCコンポ橋の設計計算例	プレストレスト・コンクリート建設業協会	R3. 1
148	アスファルト舗装の詳細調査・修繕設計便覧	日本道路協会	R5. 3
149	三次元点群データを活用した道路斜面災害リスク箇所の抽出要領（案）	国道・技術課、環境安全 ・防災課、高速道路課 課長補佐	R3. 10
<u>150</u>	<u>山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン</u>	<u>厚生労働省</u>	<u>R6. 3</u>

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
<b>[4] 電気・機械・設備等</b>			
1	日本電機工業会(JEM)規格	日本電機工業会	—
2	解説 電気設備の技術基準	経済産業省原子力 安全・保安院	<del>H28R4. 96</del>
3	内線規程 JEAC 8001-20 <del>18</del> <u>22</u>	日本電気協会	<del>H28R4. 10</del> <u>2</u>
4	電気通信設備工事共通仕様書 <u>平成31-令和6</u> 年版	国土交通省	<del>R6元. 64</del>
5	電気通信設備施工管理の手引き 平成30年版	建設電気技術協会	H30. 9
6	建築設備設計基準 <u>平成30-令和6</u> 年版	国土交通省	<del>H30R6. 38</del>
7	公共建築工事標準仕様書〔電気設備工事編〕 <u>平成31-令和4</u> 年版	国土交通省	<del>H31R4. 35</del>
8	公共建築工事標準仕様書〔機械設備工事編〕 <u>平成31-令和4</u> 年版	国土交通省	<del>H31R4. 38</del>
9	公共建築設備工事標準図〔電気設備工事編〕 <del>平成31-令和4</del> 年版	国土交通省	<del>H31R4. 35</del>
10	公共建築設備工事標準図〔機械設備工事編〕 <u>平成31-令和4</u> 年版	国土交通省	<del>H31R4. 38</del>
11	電気設備工事監理指針	公共建築協会	<del>H28R4. 10</del>
12	電気通信設備工事費積算のための工事数量とりまとめ要領	建設電気技術協会	H12. 3
13	通信鉄塔設計要領・同解説	建設電気技術協会	H25. 3
14	通信鉄塔・局舎耐震診断基準(案)・同解説	建設電気技術協会	H25. 3
15	光ファイバケーブル施工要領・同解説	建設電気技術協会	H25. 3
16	電気通信施設設計要領・同解説(電気編)	建設電気技術協会	<del>H29. 0R5</del>
17	電気通信施設設計要領・同解説(通信編)	建設電気技術協会	<del>H29. 11R5</del>
18	電気通信施設設計要領・同解説(情報通信システム編)	建設電気技術協会	H30. 1
19	雷害対策設計施工要領(案)・同解説	建設電気技術協会	H31. 4
20	電気通信施設劣化診断要領・同解説(電力設備編)	建設電気技術協会	H18. 11
21	機械工事塗装要領(案)・同解説	国土交通省	<del>H22R3. 32</del>
22	機械工事共通仕様書(案)	国土交通省	<del>H29R6. 3</del>
23	機械工事 <u>施工</u> 管理基準(案)	国土交通省	<del>H29R3. 3</del>
24	河川用ゲート設備点検・整備・更新マニュアル(案)	国土交通省	H27. 3
25	河川ポンプ設備点検・整備・更新マニュアル(案)	国土交通省	H27. 3
26	ダム用ゲート設備等点検・整備・更新検討マニュアル(案)	国土交通省	H30. 3
27	道路機械設備点検・整備・更新マニュアル(案)	国土交通省	H28. 3

第2121条 成果物

1. 環境影響評価

受注者は、表2.1.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、納品するものとする。

表2.1.1 成果物一覧表

成果物項目	摘要
<u>計画段階配慮書(案)</u>	<u>※2</u>
環境影響評価報告書一式	※1
方法書(案)	
準備書(案)	※2
評価書(案)	※2
<u>評価書の補正等</u>	

※1 環境影響評価報告書には、評価項目・調査・評価手法の選定、調査、予測・評価及び環境保全措置の検討等の報告書を含むものとする。

※2 要約書(案)を含むものとする。

2. 河川水辺環境調査

受注者は、報告書を成果物として発注者に提出するものとする。このほか、設計図書の指示により、標本を提出するものとする。

11) 簡易降雨予測モデルの検討

受注者は、流出予測モデルの簡易降雨予測モデルを検討するものとする。

- ① 予測モデルの方針検討
- ② 簡易法による予測モデルの検討
- ③ 気象庁の予測降雨の検討・活用

12) フィードバックシステムの検討

受注者は、洪水予測システムチェックリスト（案）（国土技術政策総合研究所・平成22年5月）に基づき、流出予測モデルのフィードバックシステムを検討するものとする。フィードバックシステムは基本的に「定数固定現時刻合わせ方式」によるものとする。—

13) 洪水予測シミュレーション

受注者は、流出予測モデルの洪水予測シミュレーションを行うものとする。

- ① シミュレーション用のプログラムの作成
- ② シミュレーションの実施
- ③ 精度の確認

(4) 相関予測モデルの検討

1) 予測地点の設定

受注者は、相関予測モデルの予測地点を設定するものとする。

2) 検討対象洪水の選定

受注者は、相関予測モデルの検討対象洪水を選定し、雨量資料、水位、流量資料を整理するものとする。

3) 到達時間の検討

受注者は、相関予測モデルの到達時間を検討するものとする。

4) 相関予測式の検討

受注者は、相関予測モデルの相関予測式を検討するものとする。

- ① 相関予測の方針検討
- ② 雨量－流量相関の検討
- ③ 流量－流量（水位－水位）相関の検討

5) 洪水予測シミュレーション

受注者は、相関予測モデルの洪水予測シミュレーションを行うものとする。

- ① シミュレーション用のプログラムの作成
- ② シミュレーションの実施
- ③ 精度の確認

(5) 洪水予測システム的设计

受注者は、護岸に設けられる昇降用階段並びに修景用として計画された階段工等の設計を行うものとする。

## 2) 排水管渠

受注者は、Φ600以下の管渠を規模毎に数ランクに分類し、それぞれの代表として一般構造図を作成するものとする。

## 3) その他施設

受注者は、管渠以外（ex 取付道路、利水施設等）の種々の改築施設に対して各々代表的な一般構造図を作成するものとする。

## (6) 施工計画及び仮設計画

### 1) 施工計画

受注者は、予備設計の検討結果及びその後の新条件に基づき、当該工事で必要となる堤防開削、本堤築造及びそれに伴う仮締切の構造・撤去等の工事の順序と施工方法を検討し、最適な施工計画案を策定するものとし、その主な内容は、下記に示すものとする。

なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。

- ① 施工条件
- ② 施工方法
- ③ 土工計画
- ④ 工程計画
- ⑤ 動態観測の方法（計測が必要な場合）
- ⑥ 工事機械、仮設備とその配置
- ⑦ 環境保全対策
- ⑧ 安全対策

### 2) 仮設計画

受注者は、施工計画により必要となる仮設構造物（仮締切、仮排水路、工事用道路及び山留工等）の規模、構造諸元を近接構造物への影響も考慮して、水理計算、安定計算及び構造計算により決定し、仮設計画を策定するものとする。

## (7) 図面作成及びパース作成

受注者は、一般平面図、縦断面図、標準横断面図、護岸構造図、護岸展開図、土工横断面図、場所打RC部の配筋図等を作成するものとする。また、環境護岸平面図、環境護岸標準横断面図、環境護岸構造図等を作成し、仮設平面図、切廻し水路設計図、工事用道路設計図、仮締切設計図等を作成するものとする。

なお、決定した護岸形式を基に周辺を含めた着色パース（A3版）を1タイプについて作成する。

い、調査職員と協議のうえ最適案を選定するものとする。

(8) 施工計画検討

受注者は、決定した最適案について、施工方法、施工順序を考慮し、概略の施工計画を作成するとともに、転流工の概略検討を行うものとする。

(9) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本事項の検討に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。
- 2) 配置設計諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項事項の運用と手順を確認する。
- 3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。
- 4) 全ての成果物について正確性、適切性、整合性の確認をする。

(10) 総合検討

受注者は、設計計画及び配置設計等を踏まえ、施設設計について総合的な検討を行い、詳細設計において解決すべき課題、留意事項を整理するものとする。

(11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

### 3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 砂防計画資料

- 1) 当該流域に関する砂防調査資料
- 2) 砂防施設配置計画検討資料
- 3) 既往施設の計画諸元等

(2) 測量調査資料

- 1) 地形図（縮尺 1/50～1/1,000）
- 2) 縦断図（縮尺縦 1/100～1/200, 横 1/500～1/1,000）
- 3) 横断図（縮尺 1/200）

(3) 地質調査資料

- 1) 計画地点周辺の地質文献資料
- 2) 施設計画地点付近のボーリング調査資料

(4) その他資料

- 1) 自然環境調査資料

(7) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

### 第 5118 条 陸上昆虫類等調査

#### 1. 業務目的

本調査は、ダム湖及びその周辺における陸上昆虫類等の生息状況を把握することを目的とする。

#### 2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

なお、(2) 事前調査、(3) 現地調査計画策定、(4) 現地調査については、第 5112 条魚類調査に準ずるものとする。

(5) 室内分析

受注者は、現地調査において採集した陸上昆虫類等を室内に持ち帰り、調査地区ごとに同定及び計数を行う。また、必要に応じ標本の作成を行う。

(6) 調査成果の取りまとめ

受注者は、マニュアルに基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。

また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。

(7) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

### 第 5119 条 ダム湖利用実態調査

#### 1. 業務目的

本調査は、ダム湖及びその周辺区域の利用者数、利用状況等ダム湖及びその周辺区域の利用実態を把握することを目的とする。また実施に際しては、「ダム湖利用実態調査調査マニュアル（案）・国土交通省」に準拠するものとする。

納品するものとする。

表 6.1.1 環境影響評価成果物一覧表

成果物	摘要
<u>計画段階配慮書(案)</u>	※2
環境影響評価報告書一式	※1
方法書(案)	
準備書(案)	※2
評価書(案)	※2
<u>評価書の補正等</u>	

※1 環境影響評価報告書には、評価項目・調査・評価手法の選定、調査及び  
予測・評価・環境保全措置の検討等の報告書を含むものとする。

※2 要約書(案)を含むものとする。

**第6405条 道路予備修正設計（A）****1. 業務目的**

道路予備修正設計（A）は、道路予備設計（A）の業務完了後に、発注者において変更が生じた場合、道路予備設計（A）の成果に基づき、道路予備設計（A）と同一水準の業務を行うことを目的とする。なお、業務内容については設計図書に基づき実施するものとする。

**2. 業務内容**

受注者は、業務内容について、第6404条道路予備設計（A）第2項に準ずるものとする。

**3. 貸与資料**

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路概略設計成果一式
- (2) 道路予備設計（A）成果一式
- (3) 地質調査成果一式
- (4) 地形図（縮尺 1/1,000）

**第6406条 道路予備設計（B）****1. 業務目的**

道路予備設計（B）は道路予備設計（A）、或いは同修正設計により決定された中心線に基づいて行われた実測路線測量による実測図を用いて、第1206条設計業務の内容第4.3項の業務のうち、図上での用地幅杭位置を決定することを目的とする。

**2. 業務内容****(1) 設計計画**

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

**(2) 現地踏査**

受注者は、設計に必要な現地状況を把握するために、現地踏査を行う。現地踏査に当たっては、現地での交差道路、用排水系統等の現地状況の確認及び道路予備設計（A）、或いは同修正設計で計画されている構造物の位置等の基本的事項の把握を行うものとする。なお、現地調査（測量、地質調査、交通量調査）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査事項について調査職員に報告し、指示を受けるものとする。

**(3) 縦断設計**

受注者は、既存資料及び現地踏査に基づいて、平面線形との組み合わせ、橋梁、トンネル等の主要構造物の位置、形式、基本寸法を考慮のうえ縦断

或いは同修正設計により決定された線形の再確認及び必要に応じた細部検討を行うものとする。縦断設計は、実測縦断図を用い橋梁、トンネル等の主要構造物の位置、型式、基本寸法を考慮のうえ縦断線形を決定し、20m毎の測点及び主要点を標準とする測点について計画高計算を行うものとする。

#### (4) 横断設計

受注者は、実測横断図を用い、地質調査結果に基づき土層線を想定し、法面勾配と構造を決定し、道路横断の詳細構造を設計するものとする。

#### (5) 道路付帯構造物設計

受注者は、一般構造物〔擁壁（小構造物を除く）、函渠、特殊法面保護工、落石防止工等をいう。〕及び、管渠（応力計算が必要なもの）、溝橋、大型用排水路（幅 2m超かつ延長 100m超）、地下道、取付道路（幅 3m超かつ延長 30m超）側道、階段工（高さ 3m以上）等については、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計するものとする（照明施設は除く）。なお、一般構造物は、設計図書に基づき第 6424 条一般構造物詳細設計に準ずるものとする。

#### (6) 小構造物設計

受注者は、前項に定める以外で原則として応力計算を必要とせず標準設計図集等から設計できるもので、石積またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁（高さ 2m未満）、管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路（幅 2m以下または延長 100m以下）、集水桝、防護柵工、取付道路（幅 3m以下または延長 30m未満）、階段工（高さ 3m未満）等を設計するものとする（照明施設は除く）。なお、必要に応じ展開図を作成するものとする。

#### (7) 仮設構造物設計

受注者は、構造計算、断面計算または流量計算等を必要とする仮設構造物について、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計し、施工計画書、図面及び数量計算書を作成するものとする。

#### (8) 用排水設計

受注者は、既存資料及び現地踏査の結果に基づいて用排水系統の計画、流量計算、用排水構造物の形状等について設計を行い排水系統図を作成する。特に現地における既設の関連用排水現況、将来計画との整合を考慮して設計を行う。使用する用排水構造物は「標準設計図集」を参照する。用排水系統図には、自然流下の用排水路については流水方向と施工高さを記入するものとする。

#### (9) 舗装工設計

受注者は、設計図書に示される交通条件をもとに、基盤条件、環境条件、

る。

#### 主な検討項目

- 1) 設置位置の確認
- 2) 内空及び構造形式
- 3) 線形計画、昇降形式
- 4) 地質及び地下水位の条件
- 5) 周辺的环境条件
- 6) 地下占用物件の位置確認
- 7) 道路交通条件
- 8) 連結部、出入口部、上屋形式及び防水・ジョイント形式
- 9) 本体及び仮設構造物の設計条件
- 10) 仮設・補助工法を含む施工計画
- 11) 液状化判定
- 12) 耐震計算手法の検討
- 13) 近接構造物及び地下埋設物への影響
- 14) 付属施設

#### (4) 本体設計

##### 1) 平面・縦断線形設計

受注者は、発注者から貸与された道路線形計算書、平面及び縦断線形図等に基づき、当該構造物の必要箇所について詳細に線形計算を行い、平面及び縦断座標を求めるものとする。

##### 2) BOX部

受注者は、BOX部について必要な設計を行い、形式及び各詳細寸法を決定するものとし、タイル張り及び吹き付けなどの標準的な内装仕上げの設計を行うものとする。

##### 3) 出入口部

受注者は、出入口部について必要な設計を行い、形式及び各詳細寸法を決定するものとし、階段、斜路（階段付き）の昇降方式の設計及びタイル張り、吹き付けなどの標準的な内装仕上げの設計を行うものとする。

##### 4) 連結部

受注者は、出入口部との連結部について必要な設計を行い、形式及び各詳細寸法を決定するものとし、タイル張り及び吹き付けなどの標準的な内装仕上げの設計をおこなうものとする。

##### 5) 基礎

受注者は、基礎地盤の調査結果により、基礎の種類及び形状を決定するものとする。なお、基礎形式として杭基礎を採用する場合は、杭基礎

受注者は、現地踏査について、第 6703 条山岳トンネル予備設計第 2 項の (2) に準ずるものとする。

なお、現地調査以降の記述については省略するものとする。

(3) 設計条件の確認

受注者は、設計条件の確認について、第 6703 条山岳トンネル予備設計第 2 項の (3) に準ずるものとする。

(4) 本土工設計

1) 地山分類

受注者は、予備設計において決定された地山分類を基に、その後の調査及び検討結果を加味し、地山分類を行うものとする。

2) トンネル断面及び支保工の設計

受注者は、予備設計において選定された適用断面について、その後の調査及び検討結果を考慮して、適用断面の妥当性の確認を行うとともに支保工の構造及び規模を選定するものとする。特に、坑口付近、断層、破碎帯等土圧の変化が予想される箇所、地表または近接して構造物がある場合、かぶりの薄い場合等は安全性、施工性を考慮して、補助工法の併用も考慮した断面及び支保工の検討を行うものとする。ただし、断面、支保工及び補助工法の検討は、類似トンネルの施工例等の既往資料を基に行うことを基本とする。なお、受注者は、設計図書に基づき、構造計算 (FEM解析等) 及び補助工法の設計を行うものとする。

なお、切羽の自立が悪い場合に適用される支保パターン DI-a 以下では原則として鏡吹付けを実施することについて図面等の設計図書に記載することとする。

また、支保パターン CII-b 以上の場合であっても、以下のア～ウのいずれかの事項が発生することが懸念される場合には鏡吹付けの実施について検討する必要があることについて図面等の設計図書に記載することとする。

ア 鏡面から岩塊が抜け落ちる

イ 鏡面の押出しを生じる

ウ 鏡面は自立せず崩れあるいは流出

3) 掘削方式及び掘削工法の確認

受注者は、予備設計成果に、その後の調査及び検討結果を加味して、掘削方式及び掘削工法の妥当性を確認するものとする。

(5) 坑門工設計

受注者は、決定された坑門工について、坑門躯体の構造計算を行うとともに、坑門工背部前部の土工、法面工、抱き擁壁工、排水工の設計を行うものとする。なお、受注者は、設計図書に基づき、坑門工前部・背部の落

石・雪崩防止工、地すべり対策工及び坑門工の杭基礎等の設計を行うものとする。

(6) 坑門工比較設計

受注者は、設計図書に基づき、実測平面図を用い、1坑口あたり3案程度の比較案を抽出し、総合的な観点から技術的特徴、課題を整理し、評価を加えるとともに簡易な透視図及び比較検討書を作成のうえ、坑門工の位置・型式を選定するものとする。

(7) 防水工等設計

受注者は、トンネル内への漏水を防ぐための防水工の設計を行うものとする。

わせて工事用道路・施工ヤード等の施工性の判断に必要な基礎的な現地状況を把握するものとする。なお、現地調査（測量・地質調査等）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について調査職員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 設計条件の確認

受注者は、設計図書に示された道路の幾何構造、荷重条件等設計施工上の基本条件を確認し、当該設計用に整理するものとする。

(4) 橋梁形式比較案の選定

受注者は、橋長、支間割の検討を行い、架橋地点の橋梁としてふさわしい橋梁形式数案について、構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境との整合など総合的な観点から技術的特徴、課題を整理し、評価を加えて、調査職員と協議のうえ、設計する比較案~~3案~~をプレキャストを含む3案以上選定するものとする。

(5) 基本事項の検討

受注者は、設計を実施する橋梁形式比較案に対して、下記に示す事項を標準として技術的検討を加えるものとする。

- 1) 構造特性（安定性、耐震性、走行性）
- 2) 施工性（施工の安全性、難易性、確実性、工事用道路及び作業ヤード）
- 3) 経済性
- 4) 維持管理（耐久性、管理の難易性）
- 5) 環境との整合（修景、騒音、振動、近接施工）

(6) 設計計算

受注者は、上部工の設計計算については、主要点（主桁最大モーメント又は軸力の生じる箇所）の概算応力計算及び概略断面検討を行い、支間割、主桁配置、桁高、主構等の決定を行うものとする。下部工及び基礎工については、躯体及び基礎工の形式規模を想定し、概算の応力計算及び安定計算を行うものとする。

(7) 設計図

受注者は、橋梁形式比較案のそれぞれに対し、一般図（平面図、側面図、上下部工・基礎工主要断面図）を作成し、鉄道、道路、河川との関連、建築限界及び河川改修断面図等を記入するほか土質柱状図を記入するものとする。なお、構造物の基本寸法の表示は、橋長、支間、桁間隔、下部工及び基礎工の主要寸法のみとする。

(8) 景観検討

受注者は、特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には、橋梁形式の選定に必要な概略の景観検討を行うものとする。

## 第9章 道路施設点検

### 第1節 道路施設点検の種類

#### 第6901条 道路施設点検の種類

道路施設点検の種類は以下のとおりとする。

- (1) 道路防災カルテ点検
- (2) 橋梁定期点検

### 第2節 道路防災カルテ点検

#### 第6902条 道路防災カルテ点検

##### 1. 業務目的

道路防災カルテ点検は、発注者より貸与される過年度に作成された道路防災カルテを用いて、設計図書に基づいた条件で、防災カルテを用いた点検及び防災カルテの修正を行うことを目的とする。

##### 2. 業務内容

###### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

###### (2) 防災カルテを用いた点検

受注者は、「防災カルテ作成・運用要領」に定められた内容に従って、設計図書に示されたカルテ箇所の点検を実施すること。

###### (3) 防災カルテ修正

受注者は、防災カルテ点検結果を「防災カルテ作成・運用要領」に基づき修正すること。

なお、修正方法については、事前に調査職員と協議のうえ承諾を得ること。

###### (4) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

###### (5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

### 第3節 橋梁定期点検

橋梁定期点検は、「橋梁定期点検要領(案)」(以下、「定期点検要領」という。)及び「橋梁における第三者被害予防措置要領(案)」(以下、「第三者要領」という。)に基づき実施する定期点検に適用する。

#### 第6903条 橋梁定期点検

##### 1. 業務目的

橋梁定期点検は、安全で円滑な交通の確保、~~沿道や橋梁利用者や~~第三者への被害の防止を図るための回避、落橋など長期にわたる機能不全の回避、長寿命化への時宜を得た対応などの橋梁に係る維持管理を適切に行うため、道路橋の最新の状態を把握するとともに、次回の定期点検までの措置の必要性の判断を行ううえで必要な情報効率的に行うために必要な基礎資料を得ることを目的とする。

##### 2. 業務内容

橋梁定期点検の業務内容は下記のとおりとする。

###### (1) 計画準備

###### 1) 業務計画書

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項及び次に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

###### ① 安全管理計画

###### 2) 実施計画書

受注者は、現地踏査による調査記録を含め作業上必要な資料収集をしたうえで実施計画書を橋梁毎に作成し、調査職員に提出するものとする。実施計画書には次の事項を記載するものとする。

- |            |                 |
|------------|-----------------|
| ①業務内容      | ⑦仮設備計画          |
| ②対象橋梁位置図   | ⑧使用建設機械         |
| ③現地踏査の調査記録 | ⑨安全管理計画(交通規制含む) |
| ④業務実施方針    | ⑩環境対策           |
| ⑤実施体制      | ⑪連絡体制(緊急時含む。)   |
| ⑥実施工程表     |                 |

実施体制については、橋梁点検員・点検補助員検査員等からなる適切な点検作業班を編成するものとする。

###### 3) 部材番号図等の整備

受注者は、関連資料の収集及び点検時に必要となる部材番号図等の作成及び修正を行うものとする。

###### (2) 現地踏査

## 1) 現地踏査の内容

受注者は、橋梁定期点検に先立ち点検対象橋梁における、橋梁の損傷（劣化等）程度を把握するほか、現地の交通状況、点検に伴う交通規制の方法等について現地の状況を調査記録するものとする。なお、架橋位置の地形・交通状況・交差物件・障害物等により点検時に接近が困難なことなどが予想される場合や、橋梁の状況（排水柵あるいは支承周辺の土砂詰まり等）により点検作業等に支障がある場合には、調査職員と協議するものとする。

## 2) 緊急対応が必要な場合の報告

受注者は、現地踏査時に緊急対応が必要と判断される損傷等を発見した場合は、直ちに調査職員に報告するものとする。

## (3) 橋梁点検員検査員

受注者は、業務の実施にあたって橋梁点検員検査員を定め調査職員に提出するものとする。なお、橋梁点検員調査員は、橋梁に関して十分な知識と実務経験などを有するものとする客観事実としての部材毎の損傷程度の評価や外観性状の記録、作業の安全管理等に適正な能力を有し、データの収集及び記録を適正に行うために必要な橋梁の設計、施工又は維持管理に関する知識を有する者とする。

## (4) 定期点検

受注者は、次の項目について点検及び資料の作成を行うものとする。

## 1) 近接目視点検

点検は近接目視を原則とし、必要に応じて橋梁点検車又はリフト車等の近接手段を用いて、打音・触診以外の方法も含めて、目的に照らして部材等の状態の客観事実を的確に把握することができる適切な方法により点検を行うものとする。また、必要に応じて機械・器具を用いる場合は、それらの機器及び使用範囲等について調査職員と協議するものとする。

## 2) 損傷程度の評価

点検対象橋梁について、定期点検要領に基づき、損傷程度の評価を行う。

## 3) 定期点検結果の記録

定期点検結果をもとに、定期点検要領に定める点検調書記録様式を作成するものとする。

## 4) 緊急対応が必要な場合の報告

点検時に緊急対応が必要と判断される損傷を発見した場合は、直ちに調査職員に報告するものとする。

1) 打音検査及び第三者被害予防措置

打音検査は所定の点検ハンマでコンクリート表面を叩いてその打音から損傷の有無を推定する。打音検査で、濁音が認められた箇所には、チョークでマーキングを行う。また、マーキングされたうき・剥離箇所に対して、所定の石刃ハンマでできる限り、その部分のコンク